

長野県入札参加資格申請受付・審査システム構築業務委託仕様書（案）

長野県企画振興部 DX 推進課デジタルインフラ整備室

第一章 概要

1. 業務概要

本業務は、入札参加資格申請の受付・審査を実施するためのシステムについて、構築・導入業務の委託を行うものである。

現在、長野県内自治体では、各自治体がそれぞれ入札参加資格申請の受付・審査を実施しているが、それらの申請を県内自治体共同で受付・審査を実施するシステムを導入し、長野県（以下、「本県」という。）の入札参加資格申請受付・審査業務における公平性・透明性確保の一層の促進及び事業者の利便性向上等を目的とするものである。

2. 契約期間等

契約締結日から令和6年9月29日

実際のサービス運用に係る利用開始日や保守運用業務については契約締結後に協議の上決定する。

3. 実施スケジュール

業務の履行にあたっては、以下のスケジュールを参考にし、本業務の実施体制を整備すること。具体的なスケジュールについては、契約締結後に協議の上決定する。なお、運用開始は令和6年10月1日を現段階では想定している。

	令和4年度	令和5年度				令和6年度		
	～第4Q	第1Q	第2Q	第3Q	第4Q	第1Q	第2Q	第3Q
要件定義、調整、情報整理		▶						
システム設計・環境構築			▶					
動作確認・テスト						▶		
周知・研修						▶		
運用開始								▶

4. 調達範囲

本件業務はこの仕様書に記載する範囲とする。ただし本仕様書に記載がない事項であっても、本システム導入、利用にあたり、提供者が「企画提案書」において提案した事項及び社会通念に照らし本業務の履行において必要不可欠と判断される事項については、本業務の範囲に含むものとする。

5. 業務履行場所

長野県庁、その他本県が指定する場所

第二章 システム導入要件・運用体制

1. 基本方針

- ① 安定稼働かつ申請情報等のセキュリティに十分に配慮するとともに、管理者及び利用者が、本システムの操作マニュアルを参照せずとも、感覚的に操作できるクラウド型サービスを構築すること。
- ② 本件システムは、長野県の自治体間での共同利用を行うものであり、以下団体がこれに参加するため、本県及び市町村との調整業務及び運用環境構築・導入支援を行うこと。団体数に増減等が発生し、契約内容（スケジュール・費用等）に変更が生じる場合は、契約内容について協議の上決定する。また、将来的に利用団体の増加が想定されるため、システムリソースや申請入力欄等の追加が容易な構成とすること。

団体名（計 29 団体）			
長野県	中野市	軽井沢町	宮田村
松本市	大町市	立科町	松川町
岡谷市	茅野市	下諏訪町	高森町
飯田市	塩尻市	富士見町	阿南町
諏訪市	佐久市	原村	坂城町
須坂市	東御市	箕輪町	
小諸市	安曇野市	飯島町	
伊那市	南牧村	南箕輪村	

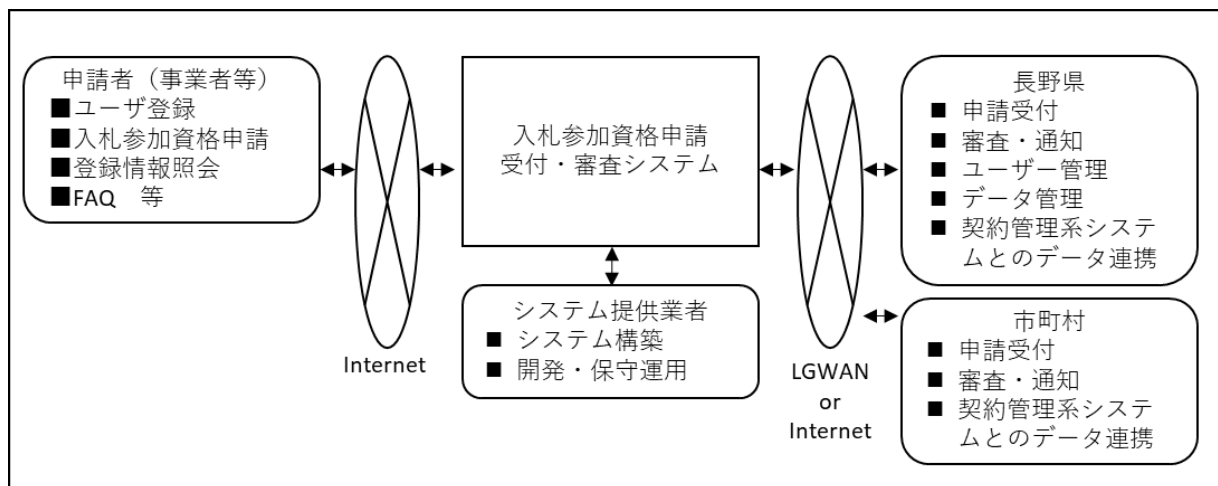
- ③ 本件システムは、本県の入札参加資格区分である「建設工事（森林整備含む）」、「建設コンサルタント」、「物品・その他」に関し、機能等の構築を行うこと。
- ④ 環境構築にあたっては、以下の作業を実施すること。

項目	実施内容
実施計画書の提出	プロジェクト開始前に次の内容について記載した実施計画書を提出し、本県の承認を得ること。 ・プロジェクト概要、スケジュール、役割分担、作業場所、進捗管理、会議体、コミュニケーション管理、品質管理、課題管理、厚生管理、操作研修、運用保守計画など
利用団体との調整支援	本稼働に向けた各利用団体との調整、情報共有、会議体の運営等について支援すること。
運用環境構築支援	本稼働に向けた各種運用相談、運用基準変更等について支援すること。
マニュアル提供	マニュアルは、審査者（担当者）向け、審査者（管理者）向け、申請者向けを準備し電子データで提供すること。
マスタ作成	システムへ設定するマスタデータ作成のための説明や聞き取り等を行い、作成までの支援を行うこと。

環境構築（マスタセットアップ）	マスタデータをセットアップし、環境構築を行うこと。
文言の変更	各種通知書や画面上の項目名などの文言変更設定支援を行うこと。
担当者向け操作説明（会場準備含まず）	検証環境にて、担当者向けの操作説明を実施すること。 (対象人数：100人、回数：2回)
申請者向け説明会支援（会場準備含まず）	本県が主体で行う申請者向け説明会において、質疑応答などの支援を実施すること。 (想定人数：3,000人、回数4回)
事前検証	事前検証期間中、長野県からの問い合わせに対応できる体制を用意すること。 事前検証用に整備したサービス環境を提供すること。 事前検証に関する基本計画を作成し、本県職員に対し説明を行うこと。 本県が申請者向けに実施する説明について、事前検証の実施要領の周知などの支援を行うこと。 事前検証時には立ち会いを行うこと。

2. システム概要図

本件におけるシステム概要図は以下のとおりである。



3. 機能・非機能要件

別紙 1「機能・非機能要件一覧」に示された要件を満たすこと。または、同等の効果を実現するサービスを提供すること。

4. 運用体制

入札参加資格申請受付・審査システム構築後、以下の運用体制が提供可能であること。または、同等の効果を実現する体制を提供可能であること。

項目	実施内容
システム運用・保守体制	<p>システムの利用に際し、各自治体の管理担当者からのシステム操作等に関する問合せに対応すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問い合わせについて、電話及び電子メールで受付が可能であること。 ・受付時間は、次のとおりとする。 <p>電話：土日休日・祝祭日を除く平日の 9 時 00 分～17 時 30 分 電子メール： 24 時間 365 日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の円滑な遂行のうえで必要と判断した場合、本業務の管理技術者、現場作業責任者、あるいは業務内容を把握した代理担当者（以下、「管理技術者等」という。）を必要な場所に派遣しなければならない。 <p>なお、管理技術者等の現地派遣が必要となった場合、迅速に対応しなければならない。</p>
緊急時の連絡体制	<p>業務時間外（平日の 8:30 から 17:30 を除くすべての時間）において、県が緊急に連絡調整を必要とする場合、速やかに県との連絡をとれる体制を整えること。</p>
システム稼働時間	<p>システムは以下の通り稼働させること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土日休日・祝祭日（年末年始含む）を除く平日の 8 時 00 分～21 時 00 分 <p>※データバックアップは、稼働時間外に行い、システム稼働に影響を与えないものとする。</p>
稼働率	<p>システム稼働時間内におけるシステム稼働率については、事前に通知した計画停止を除いて 99.9%以上確保すること。</p>
保守作業	<p>保守作業の内容と確認事項等を事前に本県に提出し、承認を得たうえで作業を行うこと。</p>
システム障害時の対応	<p>システム障害が発生した場合は以下の通り対応を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1 時間以内に障害内容の切り分けを行うこと。 ・切り分け後、回復見込み時間を連絡し 8 時間を目安に回復を行うこと。やむを得ない事情によりこれを超える場合は本県に連絡をすること。また状況に変化がある場合は随時本県に連絡をすること。 ・業務停止を伴う障害が発生した場合、24 時間以内に復旧すること。ただし、大規模自然災害等による被災時を除く。
目標復旧水準（業務停止時）	<p>業務停止を伴う障害が発生し、発生直前での復旧が困難である場合、直前のバックアップからリストアができること。</p>
目標復旧水準（大規模災害時）	<p>業務停止を伴う大規模災害が発生し、発生直前での復旧が困難である場合、保管されている直前のバックアップからリストアができること。</p>
データ保管期間	<p>本システムに登録したデータは当年度を含め 5 年度分を保管すること。保管期間を経過したデータについては本県の確認をもって削除すること。</p>
バッチレスポンス	<p>運用スケジュールを想定の上、本県が指定する時間に終了すること。</p> <p>システム停止を伴わない場合は、バッチ実行中においてもユーザに負荷のない性能を確保できること。</p>

セキュリティ診断	システムのリリース前に脆弱性診断を実施し、必要な是正を実施し報告書を提出すること。 使用するシステムに脆弱性の問題が発見された場合は修正を実施すること。
セキュリティインシデント対応/復旧	セキュリティインシデントが発生した時に、早期発見し、被害の最小化、復旧の支援等をするための体制を確立すること。
運用監視方法	運用環境の稼働監視体制、重大な障害に対するリスク回避対策等の措置を講じていること。
データ・システムに関するセキュリティ対策	データ及びシステムに対する保護対策(外部からの不正アクセス防止・不正ファイル操作防止・不正持ち出し防止・ウイルス対策・SSL 通信等)を講じていること。
耐障害性	取得したバックアップデータを用いてリストアできることを事前及び定期的に確認すること。
データセンター	データセンターについては、以下を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・日本データセンター協会が定めるデータセンターのサービスレベル基準 Tier3 以上であること。 ・以下制度の認定を受けている事業者が運営するデータセンターであること。 ・ISO27001 (ISMS:情報セキュリティマネジメントシステム)。 ・電力会社から特別高圧受電により安定供給されること。 ・防犯については、施錠・入退室管理などの対策が十分にとられていること。 ・建物は、日本国内に所在していること。 ・障害を検知してから 1 時間以内に、一次通知として県に報告するとともに、復旧に向けた体制を整え、迅速に対応すること。

第三章 成果物

業務の完了時には、以下の成果物を提出すること。(書面 1 部、CD-ROM 等の記憶媒体に格納したもの 2 部)

1. 実施計画書

プロジェクト開始前に次の内容について記載した実施計画書を提出し、本県の承認を得ること。

・プロジェクト概要、スケジュール、役割分担、作業場所、進捗管理、会議体、コミュニケーション管理、品質管理、課題管理、厚生管理、操作研修、運用保守計画など

2. 設計書

登録データ一覧、その他カスタマイズ、各種設定等を記載した資料

3. 操作マニュアル

審査者(担当者)向けマニュアル、審査者(管理者)向けマニュアル、申請者向けマニュアル。

4. 研修用資料
管理者・利用者研修に用いるテキスト類。

5. 実施報告書

第四章 その他要件

1. 注意事項
本仕様書に定めのない事項が発生した場合及び疑義が発生した場合は、県と協議の上、定めるものとする。
2. 契約終了後の処理
 - ① 本システムをリプレイス等により移行する場合には、無償で全データを CSV または Excel 等のファイル形式で提出すること。また、排出ファイルのデータ項目説明資料を提示すること。
 - ② 契約終了時、本システムの機能を使用して登録した全てのデータを取り出し、指定する記録媒体にて引き渡すこと。データは汎用的な形式とすること。また、本県の指示のもと、受託者は速やかに当該データ及びその他の関連する全てのデータの確実な消去を行い、その結果を報告すること。

以上